

令和元年 清里町農業委員会第5回議事録

清里町農業委員会第5回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 令和元年5月23日（水）

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13時30分

◆ 閉会時刻 14時30分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	柳谷克彦	8	河西富士夫
2	新井大介	9	山本敏夫
3	佐藤均	10	五味定信
4	青野徹	11	岡本勝弘
5		12	安田貴史
6	太田智美	13	寺島和男
7	興水薫	14	森本宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	藤代 弘輝	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件名
議 案 第 16 号	農業振興地域整備計画の変更について
議 案 第 17 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 18 号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 19 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

別 紙

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、13名です。

ただいまから、令和元年第5回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますがご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

11番 岡本委員、12番 安田委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1. 前紋別市農業委員会会長であり、その後北海道農業会議の会長を務められました、岡村雅敏さんの「旭日双光章」受賞祝賀会が行われております。4月19日に行われまして森本会長が出席されました。

2. 清里町農業振興計画策定委員会です。4月23日に町民会館2階研修室にて開催されました。内容的には、策定委員への委嘱状交付またその新たな計画の意見交換が行われ、寺島代理が出席されました。寺島代理におかれましては、その後の策定委員会の推薦により委員長に就任されました。

以上です。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第16号、農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。1番について調査委員の太田委員に説明を求めます。

6番 (太田委員)

6番 1番について説明いたします。

本件は、令和元年5月9日に申し出があり、5月13日に申請人、右記載の調査委員、事務局立会いのもと、現地調査を開催しております。

申請人は、●●●さんです。

土地の所在は上斜里●●●、1筆。

地目は公簿、現況ともに畑で、台帳面積の合計は503.00㎡です。(図面参照)

変更後の利用目的は農業用倉庫の建設であります。

調査委員の意見としては、営農上、必要な施設整備のためであり農業振興地域の用途区分の変更はやむを得ないとの見解であります。

審議についてよろしくお願いたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第16号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第16号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第17号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

8番（河西委員） 8番 1番について説明いたします。

本件は令和元年5月9日に申し出があり、令和元年5月17日に申請人、右記載の調査委員、事務局立会いのもと、内容調整会議を開催しております。

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

土地の所在は、神威●●●他5筆、計6筆 地目は、公簿・現況共に畑です。台帳面積の合計は75,105.89㎡であります。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10a当たり9,493円。台帳面積75,105.89㎡により年額713,000円です。

権利の期間は令和元年5月24日から令和6年5月23日までの5年間で、当事者間の法律関係は賃貸借であります。

調査委員の意見としましては、今回は新規の利用権設定です。

農地法3条第2号各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第17号は、討論を省略し、採決します。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第18号、農地法第4条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。1番について調査委員の太田委員に説明を求めます。

6番（太田委員） 6番 1番について説明いたします。

本件は令和元年5月9日に申し出があり、令和元年5月13日に申請人、右記載の調査委員、事務局立会いのもと、現地調査を行っております。

申請人は、●●●さんです。

土地の所在は上斜里●●●、1筆。
地目は公簿、現況ともに畑で、台帳面積の合計は503.00㎡です。

転用の目的は農業用倉庫の建設であります。
工事期間は令和元年7月1日より令和元年11月30日の5か月間です。（図面参照）

調査委員の意見としては、営農上、必要な施設整備のためであり転用はやむを得ないとの見解であります。

審議についてよろしく願いいたします

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第18号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第18号は、原案のとおり決定されました。

日程第7、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。1番について調査委員の安田委員に説明を求めます。

12番（安田委員）

12番 1番について説明いたします。本件は、北海道農業公社による農地保有合理化事業により●●●さんの所有地を平成27年2月に買入れが行われ、5年間の賃貸借を行い、本年度貸付期間の満了を迎えることから、借受人に売り渡しとなるものです。

申請人は、
譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 公益財団法人北海道農業公社です。

譲受人 ●●●
土地の所在は、上斜里●●●、1筆、地目は、公簿、現況ともに畑。台帳面積の合計は20,090.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は、令和元年5月24日。対価は3,440,000円、支払時期は令和2年1月29日です。

譲受人につきましては、農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。
審議についてよろしく願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 2番について調査委員の五味委員に説明を求めます。

10番（五味
委員）

10番 2番について説明いたします。本件は、北海道農業公社による農地保有合理化事業により●●●さんの所有地を平成27年1月に買入れが行われ、5年間の賃貸借を行い、本年度貸付期間の満了を迎えることから、借受人に売り渡しとなるものです。

申請人は、
譲渡人 ●●●です。

譲受人 ●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●●、他5筆、地目は、公簿、現況ともに全て畑。台帳面積の合計は24,474.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は、令和元年5月24日。対価は9,300,000円、支払時期は令和元年12月25日であります。

譲受人につきましては、農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。
審議についてよろしく願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 3番について調査委員の安田委員に説明を求めます。

12番（安田
委員）

12番 3番について説明いたします。本件は、北海道農業公社による農地保有合理化事業により●●●さんの所有地を平成27年2月に買入れが行われ、5年間の賃貸借を行い、本年度貸付期間の満了を迎えることから、借受人に売り渡しとなるものです。

申請人は、
譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 公益財団法人北海道農業公社です。

譲受人 ●●●さんです。
土地の所在は、上斜里●●●、1筆、地目は、公簿、現況ともに畑。台帳面積の合計は28,264.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は、令和元年5月24日。対価は960,000円、支払時期は令和2年1月29日であります。

譲受人につきましては、農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。
審議についてよろしく願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 4番について調査委員の柳谷委員に説明を求めます。

1番（柳谷委員）	<p>1番 4番について説明いたします。本件は、北海道農業公社による農地保有合理化事業により●●●さんの所有地を平成27年2月に買入れが行われ、5年間の賃貸借を行い、本年度貸付期間の満了を迎えることから、借受人に売り渡しとなるものです。</p> <p>申請人は、 譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 公益財団法人北海道農業公社です。</p> <p>譲受人 ●●●さんです。 土地の所在は、上斜里●●●、他2筆、地目は、公簿、現況ともに畑。台帳面積の合計は37,175.00㎡です。（図面参照）</p> <p>権利の移転時期は、令和元年5月24日。対価は14,120,000円、支払時期は令和2年1月29日であります。</p> <p>譲受人につきましては、農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。 審議についてよろしく願いいたします。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	5番について調査委員の山本委員に説明を求めます。
9番（山本委員）	<p>9番 5番について説明いたします。本件は、北海道農業公社による農地保有合理化事業により●●●さんの所有地を平成26年10月に買入れが行われ、5年間の賃貸借を行い、本年度貸付期間の満了を迎えることから、借受人に売り渡しとなるものです。</p> <p>申請人は、 譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 公益財団法人北海道農業公社です。</p> <p>譲受人 ●●●さんです。 土地の所在は、向陽●●●、1筆、地目は、公簿、現況ともに畑。台帳面積の合計は50,898.00㎡です。（図面参照）</p> <p>権利の移転時期は、令和元年5月24日。対価は14,530,000円、支払時期は令和元年9月25日であります。</p> <p>譲受人につきましては、農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。 審議についてよろしく願いいたします。</p>
議長	これから質疑を行います。
全員	質疑（異議）なし
議長	6番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

8番（河西委員） 8番 6番について説明いたします。本件は、北海道農業公社による農地保有合理化事業により●●●さんの所有地を平成26年10月に買い入れが行われ、5年間の賃貸借を行い、本年度貸付期間の満了を迎えることから、借受人に売り渡しとなるものです。

申請人は、
譲渡人 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 公益財団法人北海道農業公社です。

譲受人 ●●●さんです。
土地の所在は、神威●●●、1筆、地目は、公簿、現況ともに畑。台帳面積の合計は22,965.00㎡です。（図面参照）

権利の移転時期は、令和元年5月24日。対価は8,720,000円、支払時期は令和元年9月25日であります。

譲受人につきましては、農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。
審議についてよろしくお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第19号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第15号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録の内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 元年6月14日

会 長	森 本 宏
署名委員	岡 本 勝 弘
署名委員	安 田 貴 史